

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律

案（閣法第五五号）（先議） 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、地方公共団体に対する義務付け・枠付けの見直しに関する事項

これまで成立した二次にわたる一括法により見直しが具体化されたことに引き続き、残された義務付け・枠付けについて、地方からの提案に係る事項、通知・届出・報告、公示・公告等及び職員等の資格・定数等を中心に、関係法律の改正を行う。

二、都道府県の権限の市又は特別区への移譲に関する事項

住民に最も身近な行政主体である市町村が地域における行政の自主的かつ総合的な実施の役割を担えるようにするため、都道府県の権限を市又は特別区へ移譲することとし、関係法律の改正を行う。

三、施行期日

この法律は、一部を除き、公布の日から施行する。